

第 1 章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市の人口規模、人口減少の状況、新設合併から既に 10 年を経過していること等を踏まえ、本市全域を 1 区域として設定します。

なお、必要に応じて地域別に対策の検討を加える場合もあります。